

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J - A d v i s e r の名称】

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2022 年 2 月 24 日

株式会社アスマーク
(ASMARQ Co., Ltd.)

代表取締役 町田 正一

東京都渋谷区東一丁目 32 番 12 号

(03) 5468-5101 (代表)

取締役管理部長 飯田 恭介

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03) 3666-2101

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

株式会社アスマーク

<https://www.asmarq.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2018年11月	2019年11月	2020年11月	2021年11月
売上高 (千円)	2,663,801	2,991,813	2,561,149	3,354,907
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	8,764	155,562	△90,041	225,325
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△19,635	112,119	△130,309	196,426
純資産額 (千円)	416,467	528,587	398,277	594,703
総資産額 (千円)	1,012,248	1,179,019	1,171,744	1,337,073
1株当たり純資産額 (円)	416.47	528.59	398.28	594.70
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△19.64	112.12	△130.31	196.43
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	41.1	44.8	34.0	44.5
自己資本利益率 (%)	—	23.7	—	39.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	30,964	170,209	△167,271	330,836
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△84,301	15,161	△14	△40,141
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	160,000	△57,238	279,072	△277,500
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	313,315	441,448	553,234	566,429
従業員数 (人)	192	214	242	250
(外、平均臨時雇用者数)	(86)	(92)	(93)	(82)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第17期及び第19期は1株当たり当期純損失であるため、第18期及び第20期は、潜在株式が存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 第17期及び第19期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。

6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
8. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき第19期（2019年12月1日から2020年11月30日まで）の財務諸表、及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき第20期（2020年12月1日から2021年11月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第17期及び第18期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2【沿革】

当社創業者、代表取締役町田正一は、1998年12月、本格的なインターネットの普及に伴う社会構造の変化をビジネスチャンスと捉え、オンライン経由でアンケートのやりとりを可能とするパネル会員組織(D style web(dstyleweb.com))（注1）の構築を開始いたしました。その後、当該パネル会員組織の基盤を整え、クライアントニーズを満たすビジネスを本格的に推進していくことを目的として、2001年12月、「生活者の意見を正確にお客様にご提供する」をミッションに掲げ、マーケティング・リサーチサービスを軸とした社会への貢献を目指し、当社の前身である有限会社マーシュ（現株式会社アスマーク（注2））を設立いたしました。

年月	事項
1998年12月	東急田園都市線沿線を中心としたパネル会員組織を構築し始め、情報コミュニティーサイト（D style web）の運営を開始
2001年12月	東京都世田谷区玉川台において有限会社マーシュを設立 パネル・リクルーティングサービスを開始
2004年3月	有限会社マーシュから株式会社マーシュに組織変更 オンライン・リサーチサービス（注3）を開始
2005年4月	社団法人日本マーケティング・リサーチ協会に加盟（正会員）
2006年2月	本社を東京都世田谷区三軒茶屋に移転 プライバシーマークを取得（登録番号 第12390094）
2011年10月	本社を東京都世田谷区駒沢に移転
2014年1月	本社を東京都渋谷区渋谷に移転 八戸事業所を開設
2016年5月	オフライン・リサーチサービス（注4）を開始
2016年9月	大阪事業所を開設
2017年7月	福岡事業所を開設
2018年11月	商号を株式会社アスマークに変更 本社を東京都渋谷区東に移転
2018年12月	外国人専門パネルサイト「e-gaikokujin Recruiting」の運用を開始し、在日外国人を対象としたリサーチサービスを拡充
2019年6月	マーケット・リサーチ（市場・世論・社会調査）サービスに関する製品認証規格「ISO 20252」を取得
2019年11月	大阪事業所を大阪府中央区本町に移転 八戸事業所を青森県八戸市三日町に移転
2020年6月	HRテックサービス（注5）「Humap（ヒューマップ）」をリリース
2020年9月	仮想バックルームを実装したオンラインインタビューツール「i-PORT voice」をリリース
2021年12月	横浜事業所を開設
2022年1月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式を上場

- （注） 1. パネル会員組織とは、当社が運営するアンケートサイト「D style web（dstyleweb.com）」に会員登録を
 して、定期的に配信されるアンケートに回答をする集団です。
2. アスマーク（ASMARQ）は、明日・未来（AS）と、マーケティング（Marketing）及び、高品質
 （Quality）・探究（Quest）を組み合わせた造語で、輝く未来への架け橋となる、質の高いマーケティング
 サービスを探究してゆく、という意味合いが込められております。
3. オンライン・リサーチとは、インターネットを活用して消費者パネルと質問・回答のやりとりを行い定量
 的なデータを取得する手法です。
4. オフライン・リサーチとは、会場調査や訪問調査、座談会等リアルな現場において消費者から意見を聴取
 する手法です。
5. HRとは、Human Resource（人材資源）の略称です。

3【事業の内容】

当社は、マーケティング・リサーチ事業を基軸として、昨今の労働人口の縮小する日本の大きな課題解決に対して、具体的な答えとノウハウを提供し貢献することを目的として各サービス展開を図っております。セグメントは、マーケティング・リサーチ事業の単一セグメントであります。事業の詳細は、次の通りであります。

マーケティング・リサーチ事業

当社は、「自社独自の価値を創造し続け、独創的で高品質なマーケティング・リサーチサービスを提供する企業として顧客・リサーチ業界の発展に貢献する」を企業ビジョンのひとつとして掲げており、国内外において、マーケティング・リサーチに関するサービスを提供しております。

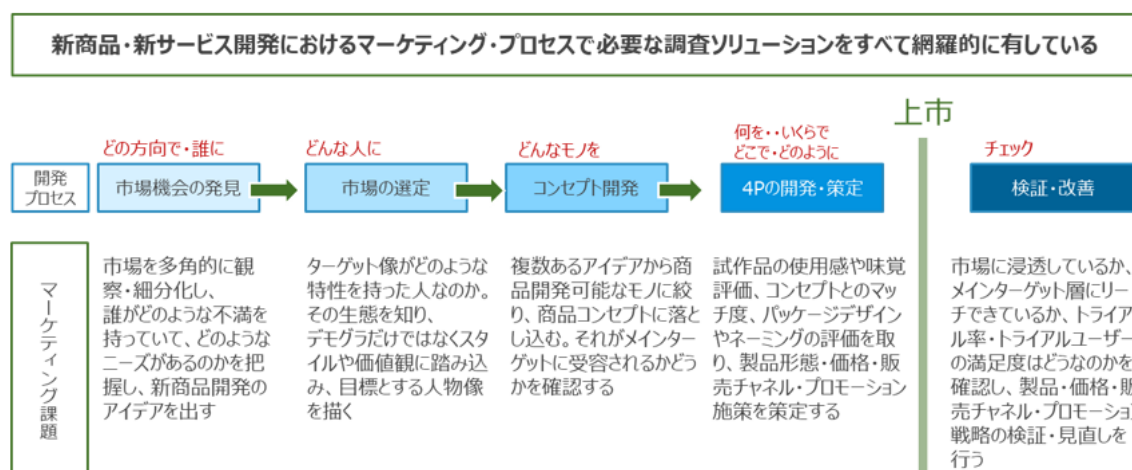
マーケティング・リサーチとは、企業や公共機関が、消費者が本当に望んでいるもの、本当に魅力を感じていただけのものを作るための情報を科学的に集め、分析し、商品計画等に反映させる手法です。

マーケティング・リサーチ市場における調査は、会場調査や訪問調査、座談会等リアルな現場において消費者から意見を聴取する手法（オフライン・リサーチ）と、インターネットを活用して消費者パネルと質問・回答のやりとりを行い定量的なデータを取得する手法（オンライン・リサーチ）に大別されますが、当社は国内外における顧客ニーズに合わせた双方の手法を網羅したサービスを有しております。

[当社のマーケティング・リサーチサービス]

一般的に企業が、新商品・新サービスを開発する際には、マーケティング・プロセスと呼ばれる過程を経て、世の中に販売（上市）されます。どの市場（市場機会の発見）、どんな人に（市場の選定）、どんなモノを（コンセプト開発）、何をいくらで、どこでどのように（4P（注）の開発・策定）販売すれば消費者に受け入れられるかを検証することが重要となり、上市した後のプロモーションの効果検証、改善についてもマーケティング・プロセスの一環となります。

当社では、そのマーケティング・プロセスにおいて必要な解決方法をすべて網羅的に有しており、顧客のマーケティング課題に合わせて、課題整理、調査企画・設計、調査実施、集計・分析、レポート作成に至るまで、リサーチの川上から川下まで、マーケティング・プロセスにおけるトータルサポートを可能にしています。



（注） 4P とは Product（製品）、Price（価格）、Place（流通）、Promotion（販売促進）の4つの要素を表すマーケティング用語をいいます。

[当社のサービス]

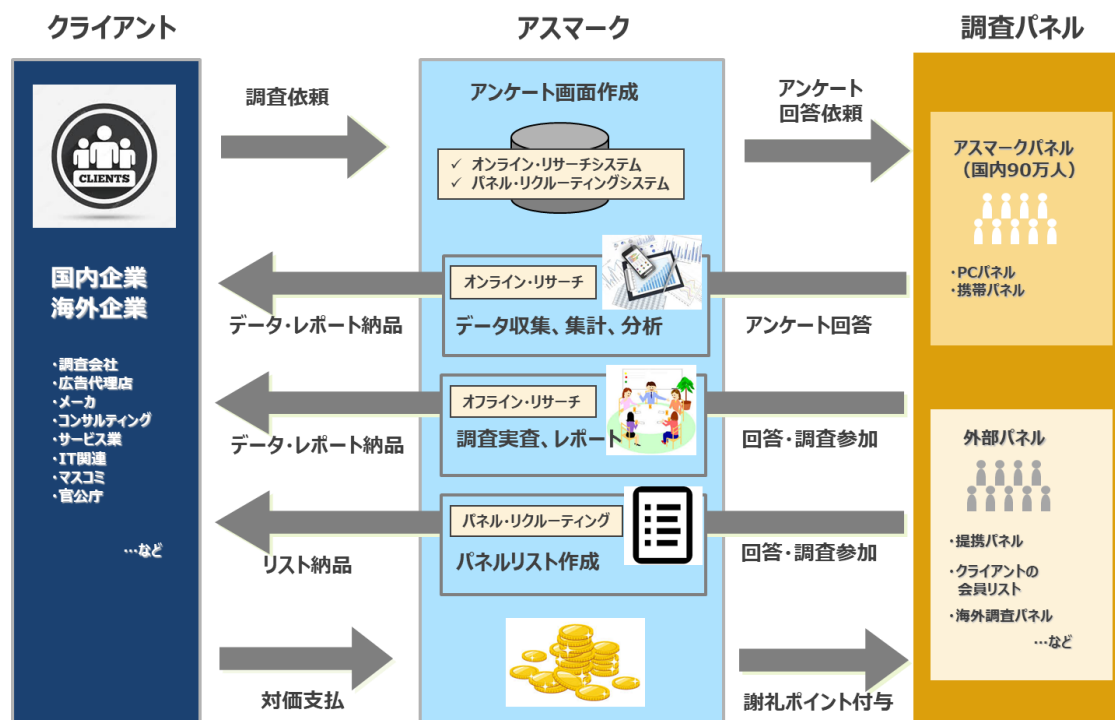
当社事業の内容は、オンライン・リサーチ、オフライン・リサーチ、パネル・リクルーティングの各サービスに大別されます。

オンライン・リサーチサービスとは、課題整理を始めとして WEB 調査表作成、依頼メール配信、実査（回答データ収集）、集計、調査レポート作成にいたる一連の業務です。

オフライン・リサーチサービスとは、WEB 上での対象者リクルーティング、オフライン・リサーチ実査、集計、調査レポート作成にいたる一連の業務です。

パネル・リクルーティングサービスとは、クライアント自身がオフライン・リサーチを実施する際に、調査対象者を WEB 上でリクルーティングして、パネルを実査会場へ誘導するまでの一連の業務です。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



[オンライン・リサーチサービスの流れ]

① 課題整理	顧客のビジネス課題、調査背景、目的をヒアリングし、当該調査目的を達成する手法を整理します。
② 調査企画・設計	当該調査目的を加味して調査票を設計します。
③ WEB調査票作成	設計した調査票をWEB画面上でアンケート作成します。
④ 依頼メール配信	作成したアンケートを調査対象となるパネルに配信します。
⑤ 実査（回答データ収集）	パネルが回答したアンケートデータをリサーチシステム上で収集します。
⑥ 集計・分析	収集した回答データを基に、集計・分析業務を実行します。
⑦ レポート納品	クライアントに気づきを与える形でレポートにまとめ納品します。

[オフライン・リサーチサービスの流れ]

① 課題整理	顧客のビジネス課題、調査背景、目的をヒアリングし、当該調査目的を達成する手法を整理します。
② 調査企画・設計	当該調査目的を加味して、リサーチ手法ごとに定量調査（注1）であれば調査票の設計、定性調査（注2）であればインタビューフローの設計をします。
③ WEB上での対象者リクルーティング	当該リサーチ実査を実施するにあたって、対象者条件に合致するパネルを選出して、実査参加者を確定します。
④ オフライン・リサーチ実査	定量調査・定性調査それぞれの分野に精通したリサーチ人材が、手法ごとに実地での定量調査、定性調査を実施します。
⑤ 集計・分析	収集した回答データを基に、集計・分析業務を実行します。
⑥ レポート納品	クライアントに気づきを与える形でレポートにまとめ納品します。

- (注) 1. 定量調査とは収集されたデータを数値化することを想定した上で設計された調査で、調査結果は統計学的に分析する調査方法です。アンケート調査がその代表的な手法です。
2. 定性調査とは対象者から発せられる生の言葉や行動、あるいは観察者が見たままの状態や印象等、ことばや文章あるいは写真といった数値化できないデータの収集を目的とした調査方法です。直に顔をあわせ、質問を繰り返すことで消費者の生の声や深層心理を読み解くことができます。

[パネル・リクルーティングサービスの流れ]

① 課題整理	顧客のビジネス課題、調査背景、目的をヒアリングし、当該調査目的を達成する手法を整理します。
② WEB上での対象者リクルーティング	当該リサーチ実査を実施するにあたって、対象者条件に合致するパネルを選出して、参加者を確定します。
② 実査会場までの誘導	実査当日、対象者が会場に、時間に遅れることなく到着できるよう誘導します。

[当社の有するリサーチ手法]

当社は、顧客のマーケティング課題に対して、商品・サービス開発段階のフェーズごとに網羅的なリサーチサービスを有している一方で、それを有効的に活用するために、場面に合わせて調査手法を使い分けています。

調査種類	調査手法	内容
定量調査	オンライン・リサーチ	調査対象者に対して、WEB上でアンケートを実施するサービスです。
	会場調査	会場に調査対象者を集めて、アンケートを実施するサービスです。
	ホーム・ユース・テスト	調査対象者の自宅にテスト品を送付し、試用しながらアンケートを実施するサービスです。
	電話調査	調査対象者に対して、電話でアンケートを実施するサービスです。
	郵送調査	調査対象者に対して、アンケートを郵送して回答を収集するサービスです。
定性調査	グループ・インタビュー	6～8名程度の調査対象者を集めて、グループディスカッションをしながらインタビューを実施するサービスです。
	デプス・インタビュー	調査対象者に1対1でインタビューを実施するサービスです。
	オンライン・インタビュー	自社開発のオンラインインタビューツール「i-PORT voice」を活用しインタビューを実施するサービスです。
	訪問調査	調査対象者の自宅に訪問してインタビューを実施するサービスです。
その他	リクルーティング	顧客の調査ニーズに応じた調査対象者を集めるサービスです。（調査は顧客自身で実施）
	海外調査	海外顧客における国内調査、国内顧客における海外調査を実施するサービスです。

[当社特有のオンラインインタビューツールについて]

当社は、2020年9月に仮想バックルームを実装したオンラインインタビューツール「i-PORT voice」をリリースしております。本ツールは、オンラインでも高品質で快適な定性調査を実現できる、当社のオリジナルシステムとなります。当社では、以前より定性調査をオンラインで実現することに取り組んでまいりました。「i-PORT voice」とは、新型コロナ禍以降でも、数多く実績のオンライン定性調査を誇る当社が、実務経験を活かし開発した、調査会社としては初めてのオンラインインタビューシステムとなり、調査モニターとの対面インタビューや分析を得意とし、バックルーム環境の充実や、モデレーター目線など、リアルな使い心地を追求して設計されております。

[当社の品質管理について]

当社は、マーケット・リサーチ（注1）サービスに関する国際規格である「ISO 20252」（注2）を取得（注3）しており、当社内における本規格が要求する業務プロセスを実行することによりクライアントに信頼性の高いサービスを提供しております。一方、クライアントは、当社に発注することにより、国際規格に準拠した業務プロセスによって提供される、確かな品質のマーケティング・リサーチサービスを受けることが可能となります。本規格は、「高品質」を謳ってきた当社のサービスに対する、第三者が行う評価に基づいた客観的な裏付けとなっており、当社サービスに対する信頼性が高まっております。



- (注) 1. マーケット・リサーチは市場調査（マーケティング・リサーチ）、世論調査、社会調査における調査種別の総称をいいます。
2. 「ISO 20252」はマーケティング・リサーチサービスに特化したISO規格であり、2006年にISO（国際標準化機構）で制定された国際規格です。
3. 当該取得における認証範囲（認証区分）は下記となります。
- ・認証区分P：定量調査データ収集・・・オンライン・リサーチ業務（付帯するHUTの運営を含む）
 - ・認証区分Q：定性調査データ収集・・・パネル・リクルーティング業務（付帯するFGI及びCLTの運営を除く）

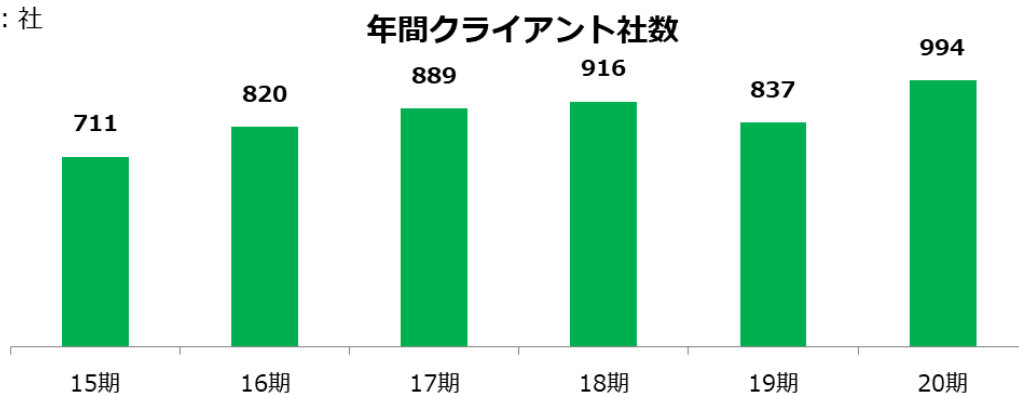
[当社のクライアントについて]

当社のリサーチを利用する顧客は、調査会社、広告代理店、一般消費財メーカー、マスコミ関連企業等があります。なお、2021年11月末現在、クライアント社数は、994社、クライアント窓口数（注1）は、2,239窓口となります。

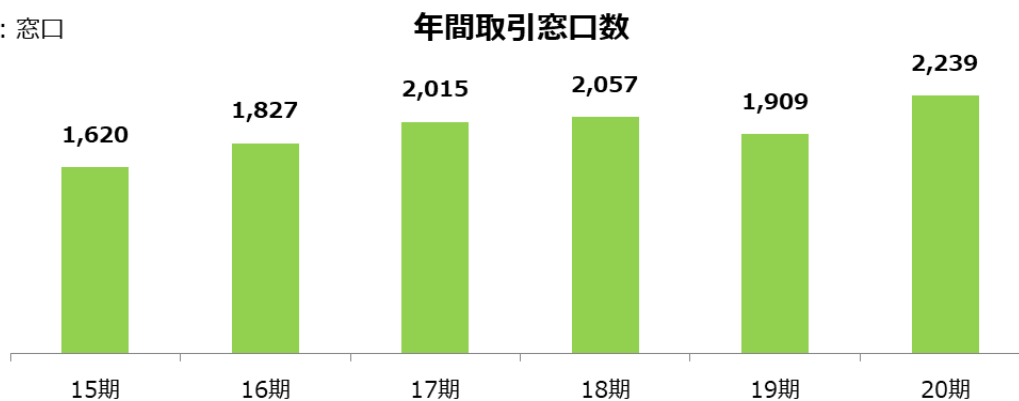
クライアント数の推移（注2）

期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2016年11月	2017年11月	2018年11月	2019年11月	2020年11月	2021年11月
クライアント社数 (社)	711	820	889	916	837	994
クライアント窓口数 (窓口)	1,620	1,827	2,015	2,057	1,909	2,239

単位: 社



単位: 窓口



- (注) 1. クライアント窓口数は当社の顧客データベースに登録されている取引口座数をいいます。当社が提供しているサービスの性格上、当社に発注するクライアントは複数部署に跨るケースが多いことから、社数とともに窓口数を併記しております。
2. 数値は各決算期ごとに集計された累積値です。

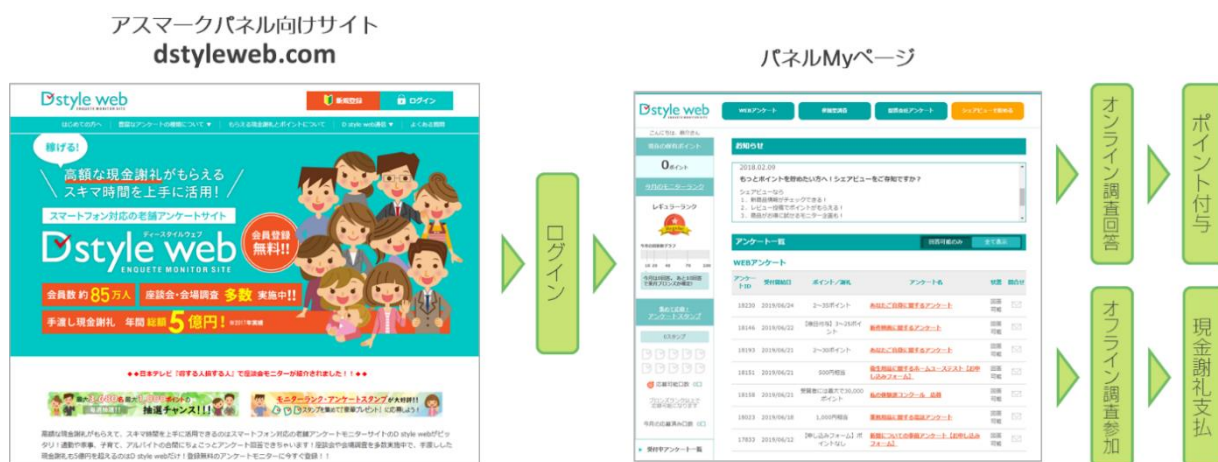
[当社のリサーチ・パネル]

当社の事業において、パネルの質と量は非常に重要な要素であります。2021年11月末現在、有効パネル数（注1）は、90万人超となっており、国内でも大規模な自社パネル基盤を有しております。パネルの属性につきましては、年齢別で30代～40代が全体の約5割を占めており、また男女比につきましては、男性が46%、女性が54%となっております。パネルは様々なジャンルの多数のサイトから集め、パネル獲得に要する費用の低コスト化に努めております。

また当社では、パネルポイント制度（注2）を導入し、パネルのモチベーション維持に努めるとともに、定期的なパネルとのコミュニケーション、グレーパネル（注3）を排除する等の対策を講じることにより、パネルの質の向上にも努めております。

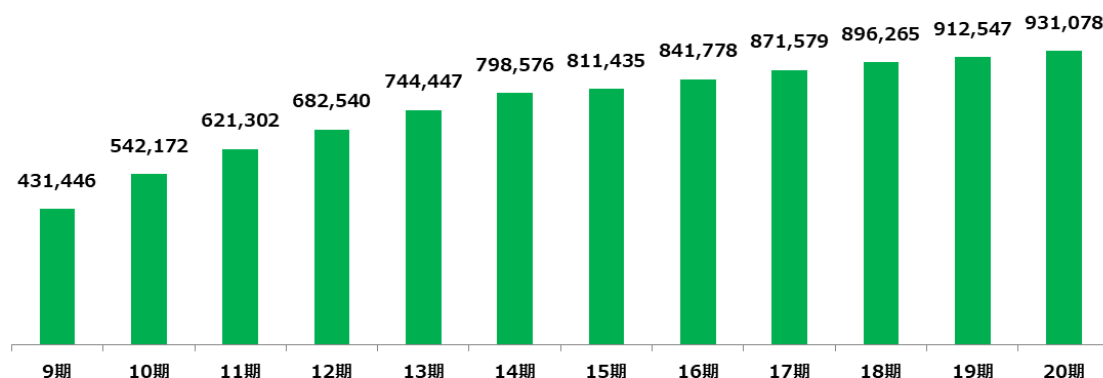
当社のリサーチ専用パネル（D style webパネル）は、アンケート依頼が電子メールで届くと、個々のMyページからアンケート画面にアクセスし、協力する調査ごとにアンケート回答します。オンライン調査の場合は、回答すると、アンケートの分量に応じて定められたポイントが付与され、一定ポイント以上貯まると、現金、電子マネー、Amazonギフト券などと交換することができます。オフライン調査の場合は、アンケートに回答した日程で実施される調査に参加すると、その場で現金謝礼を受け取ることができます。

なお、当社が募集したパネルは、当社が依頼するアンケートの回答のみを行っており、企業の広告や販売促進の対象としてダイレクトメールを受け取る等、アンケート以外の目的のために利用されることはありません。



単位: 人

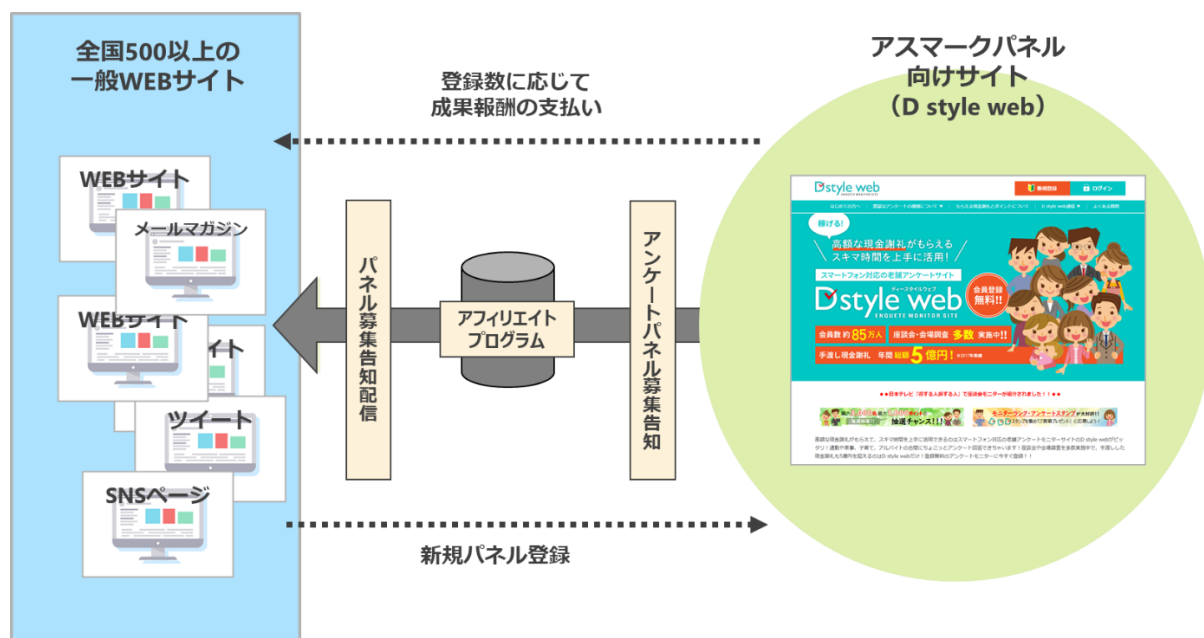
パネル数推移



- (注) 1. 有効パネル数とはアンケートの依頼メールが正しく届かない不正な電子メールアドレス登録者やグレーパネルを除外したパネル数をいいます。
2. パネルポイント制度とはアンケートへの協力に応じてくれたパネルに対してポイントを付与し、一定のポイントが貯まった時点で現金、電子マネー等に交換できる制度です。このパネルポイントは、当社にとってはコストに相当するものでありますが、一定額に達した段階ですべてのパネルがポイント交換を要求するわけではなく、交換せずにそのままポイントを貯めるパネルもあります。そのため当社では、「ポイント引当金」を計上し、将来交換される見込額を引き当てております。
3. グレーパネルとは当社が依頼するアンケートに対し、著しく矛盾した回答をするパネルや意図的に回収データの精度を歪める回答をするパネルをいいます。

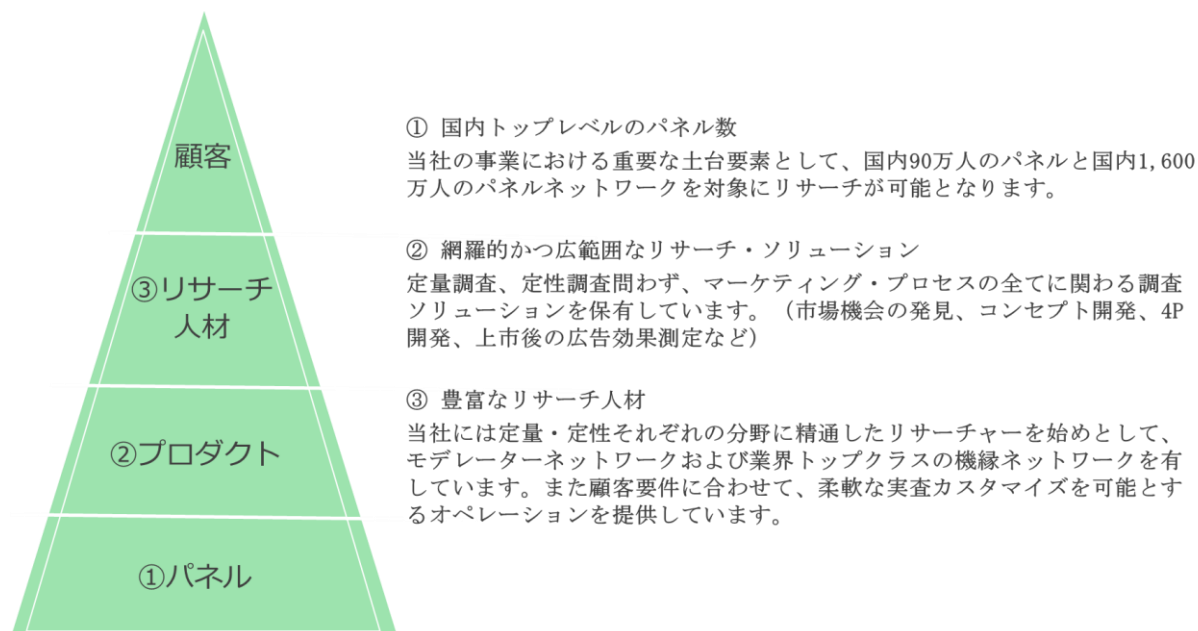
[パネルの募集方法]

当社は、全国500以上の様々なジャンルのWEBサイトから、アフィリエイトプログラムを通じて随時D style webパネルの募集を行っています。インターネット利用者を代表するパネルを目指し、属性に偏りが発生しないよう注意してパネル構築を行っています。



[顧客からの信頼について]

当社は、業界内では類を見ない柔軟なオペレーションと、網羅性のあるサービスの特徴としており、揺るぎない顧客基盤を形成しております。多種多様な業界との取引実績として年間取引社数は2021年11月期実績で994社となり、強固な信頼関係に裏付けられたリピート率（注）は95.4%となります。



（注） リピート率は（前年度に当社のサービスが提供され且つ請求書が交わされ、当該年度においても当社のサービスが提供され且つ請求書が交わされた年間売上高が500万円以上の当社の大口顧客数）÷（前年度の年間売上高が500万円以上の当社の大口顧客数）で算出しております。2017年11月期から2021年11月期の5年間の平均値を集計しております。

[HRテック事業]

昨今、少子高齢化が及ぼす労働人口の減少が、人材不足や採用難を引き起こし、日本企業において人材難が最重要課題のひとつだと捉えられています。従業員の会社に対する「愛着心」や「思い入れ」（エンゲージメント）を高め、人材の維持と社員の退職を引き留めるための施策を打ち続けることで、人材の流出を防ぐことが見込めると考えている中、当社ではこういった課題を解決するために、労働集約的な会社が往々にして抱えている従業員満足度に対する課題に向き合い、自社内でもその課題に悩み、実践してきた経験と、今まで培ってきたマーケティング・ノウハウを融合したサービス「Humap（ヒューマップ）」を2020年6月にリリースしております。これは人事戦略のひとつとして、従業員のエンゲージメント／モチベーションの把握と、組織がどうあるべきなのかを知るために、社内コミュニケーションから業務効率までを解決するツールとなっており、求められる「働き方改革」と、近い将来、必ず直面する「労働人口不足」を解決するために、HRテックを活用した組織の働き方改革を応援するサービスです。

[Humap のサービス]

マネジメント サーベイ	Pulsign（モチベーション管理）	従業員の状態を素早くキャッチ&フォローし、低コストで手軽に活用できるツール。従業員満足度を測る際に用いられる調査手法「パルスサーベイ」を、当社がより「カンタン」「スピーディー」に実施する事を実現。
	CHeck（コンプライアンス対策）	手軽にコンプライアンスリスクを把握できるハラスメント防止サービス。アンケートで現状を俯瞰し、問題・課題を抽出後、結果に対する対策とその導入までを支援。
	ASQ（従業員満足度調査）	当社が提供するオリジナルのES調査（注1）サービス。1万人のベンチマークデータを元に、組織と社員個人をスコア化。問題点を明確にし、組織のあるべき姿への打ち手をご提案。オフィス・社員を4つのタイプに分類できる新しいES調査。
タレント マネジメント	Smileボーナス （エンゲージメント向上）	普段日の当たりにくい社員の『貢献』や『感謝』を可視化。社員同士で感謝をボーナスとして送りあえる、社員による社員のためのコミュニケーションツール。
	せきなび（座席管理ツール）	テレワーク、座席管理、フリーアドレス等にすぐに使えるツール。多様化している「せき」（座席、所在 等）の管理機能でスマートな職場環境を実現。社員の顔写真やプロフィールを公開し、社内コミュニケーションの活性化にも貢献する。
業務効率化	RPA-work's HR（注2）	当社社内で実際に活用している人事RPAを、全ての企業へ活用可能にしたサービス。雇用契約、給与計算、36協定チェックなど、煩雑になりがちな業務の自動化をサポート。

（注） 1. ES調査とは、Employee Satisfaction（従業員満足度）に対する調査のことです。

2. RPAとは、Robotic Process Automationの略称で、事業プロセス自動化技術の一種です。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2021年11月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
250 (82)	33.0	4.6	4,389

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はマーケティング・リサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第20期事業年度（自 2020年12月1日 至 2021年11月30日）

当事業年度における世界経済は、依然として新型コロナウイルス感染症の長期化の影響が大きく、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種など、その影響の縮小化を目指した動きが見られるものの、その状況は地域により異なり、引き続き、先行き不透明な状況が継続しています。日本経済においても、国民への新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んだことにより感染状況に改善がみられ、緊急事態宣言の解除とともに経済活動が活発化し始めたものの、足元では感染力の強い新たな変異株が見つかるなど、引き続き、予断を許さない状況が続いております。

このような経済環境の中、当社においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けにくいネットリサーチによる調査発注が順調に伸長しており、前期から力を入れ始めたオンラインインタビュー調査についても、ノウハウが蓄積されてきました。そのため安定した案件の運営体制が確立されつつあり、オンラインの定量調査とともに、同じオンラインによる定性調査に対する受注が伸びてきていることから、新型コロナウイルス感染症によるマイナスの影響は僅少となっております。オフライン調査においては、十分な感染対策を施した上での案件運用が、クライアントへの安心感に繋がり、徐々に回復傾向が見られます。また新規顧客獲得を目的に、動画アーカイブサイトの開設をするなど、クライアント拡充を積極的に行っており、前期より実施しているオンラインセミナーでは、申込みの増加傾向が見られ、参加者からの受注も増えてきております。

この結果、当事業年度の売上高は 3,354,907 千円（前事業年度比 31.0%増）、営業利益は 222,805 千円（前事業年度は営業損失 90,010 千円）、経常利益は 225,325 千円（前事業年度は経常損失 90,041 千円）、当期純利益 196,426 千円（前事業年度は当期純損失 130,309 千円）となりました。

なお、当社はマーケティング・リサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第20期事業年度（自 2020年12月1日 至 2021年11月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末と比較して 13,194 千円増加し、566,429 千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、330,836 千円の収入（前年同期は 167,271 千円の支出）となりました。これは主に、税引前当期純利益を 225,103 千円の計上、賞与引当金の増加額 42,458 千円、ポイント引当金の増加額 45,586 千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、40,141 千円の支出（前年同期は 14 千円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出 4,886 千円、無形固定資産の取得による支出 30,454 千円、敷金の差入による支出 4,800 千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、277,500 千円の支出（前年同期は 279,072 千円の収入）となりました。これは、短期借入金の返済による支出 160,000 千円、長期借入金の返済による支出 117,500 千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社の事業は、概ね受注から納品までの期間が短く、受注実績の記載になじまないため記載を省略しております。

(3) 販売実績

第20期事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	第20期事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)	前年同期比 (%)
マーケティング・リサーチ事業 (千円)	3,354,907	131.0
合計 (千円)	3,354,907	131.0

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1) マーケティング・リサーチ事業基盤の強化

現在も成長しているマーケティング・リサーチ市場において、競合他社との競争環境は年々激化しております。当社は、営業戦略の強化や業務効率の改善に取り組んでおります。具体的には、業界別の営業組織再編による営業効率の向上、ビジネスプロセスの見直しを通じた実営業時間の増加、インセンティブ制度の見直しによる営業人材のモチベーション向上、自社による RPA シナリオ開発の強みを活かした業務効率化推進、業務プロセスの一部内製化による外注費の削減等、あらゆる角度から事業基盤の強化に取り組んでまいりました。今後も、売上と利益の両側面からの効果的な業務改善を推し進めていきます。

(2) 集中的営業リソースの投下

当社は、国内外において 2021 年 11 月期実績で年間 994 社の企業に対する取引実績を有しておりますが、顧客企業の中でも今後発注が継続的に見込める売上上位に位置するクライアントを重点顧客と設定し、個社別に営業戦略を立てたうえで、リソースを集中させマーケティング・リサーチ業務の受託を目指しており、業務獲得幅が拡大してきております。大口顧客とのリピート率は 95.4%であり、特に取引金額上位の顧客企業とは長年の取引実績を有する等、極めて強固な関係を構築しておりますが、今後も引き続き大口顧客の社数を増やしていくことを進めてまいります。

(3) 海外市場への進出

当社では、国内事業における継続的な事業の拡大を図っておりますが、当社がさらなる成長を遂げるためには、海外への事業拡大が必要不可欠であると考えております。当社では、この状況に対処するため、国内で培ったノウハウを活かし、東南アジア市場をはじめとした海外市場に進出してまいります。

(4) リサーチノウハウを基軸にした周辺新規事業の展開

当社では、昨今の労働人口の縮小する日本の大きな課題解決に対して、具体的な答えとノウハウを提供し貢献するサービスの創出を標榜しており、その一環として、こういった課題を解決するために、労働集約的な会社が往々にして抱えている人事労務面に係る課題に向き合い、自社内でもその課題に悩み、実践してきた経験と、今まで培ってきたマーケティング・ノウハウを融合した ES 調査パッケージを始めとした HR 関連のサービスを展開してまいります。並行して、当社では、本来労働集約的で非効率性の塊になっている業務を主に守備している背景から、その業務プロセスを熟知した上で、実践したノウハウと証明された効率化をパッケージングした RPA 導入・運用支援事業を併せて展開いたします。

(5) 周辺新規事業に関する市場の開拓

当社を取り巻く、HR テック、及び RPA に関する市場は、今後も大きな成長を見込まれております。当社の HR 関連サービス及び、RPA 導入・運営支援事業の拡大に向けて、それぞれのサービスに関する積極的な情報提供、啓蒙活動を行うことで、各サービスに関する理解、普及を進め、顧客基盤及び収益機会の拡大に努めてまいります。

(6) 人材の育成と採用

めまぐるしく変化する事業環境と多様化し続ける顧客ニーズに迅速に対応していくため、様々なビジネス能力を併せ持つ優秀な人材の確保と教育が必須と捉えています。営業力、サポート力、企画提案力、革新的なサービスを創出できる構想力の必要性がますます高まっており、さらに新規・海外分野におけるサービス展開を推し進めていく上で、高い専門性とスキル、経営視点で物事を判断・思考する力を備えた人材の育成及び採用が重要と考えています。事業規模、業容拡大、成長スピードに合わせて最大限の効果を上げるべく、綿密な人員計画の策定、人材教育に取り組んでまいります。

(7) 内部管理体制の強化

当社が、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化も重要であると考えております。内部統制の実効性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、リスク管理の徹底を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 経営環境の変化について

当社は、マーケティング・リサーチ事業及び、RPA導入・運用支援事業を行っております。それぞれの顧客企業のマーケティング投資、広告投資、IT投資、新規事業投資への投資マインドの上昇を背景として事業を拡大していく方針でございますが、今後国内外の経済情勢や景気動向等が当社の想定を超える変動により、顧客企業の投資マインドが減退するような場合、もしくは当社を取り巻くマーケティング・リサーチ市場において企業の業績悪化に伴うマーケティング・リサーチニーズの減退が起こる場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合について

当社は、マーケティング・リサーチ分野における有力プレイヤーとして、サービスバリエーションの拡充、迅速かつ高品質なリサーチ結果の提供等、付加価値の向上に努めることで業界内での一定の評価を顧客から得ておりますが、成長途上段階において業界競争が激化し大手企業の価格ダンピング等が生じた場合は、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

またRPA導入・運用支援事業が属するRPA業界は、今後の国内マーケットの拡大により、参入企業が増加し、競争の激化やその対策のためのコスト負担等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 他業種・新興企業の参入について

スマートフォンの普及やソーシャルメディアの発達によりインターネットの普及が急速に拡大した結果、システム開発会社等によるネット履歴データの分析等、これまで他業種とされていた分野や新興企業からの本業界への参入が進んでいるものと認識しております。当社としては、これまで培ってきた経験や顧客企業との関係から適切なリサーチを行い、保有する良質なパネルを駆使した高品質の回答結果をレポートすることによって、こうした他業種・新興企業とは一線を画したサービス提供を行っている所存ですが、新規参入企業によるサービスの質が急激に向上するような場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) マーケティング・リサーチ事業について

① 自社パネル・提携パネルの維持・拡大

当社では迅速かつ適切なリサーチを行うためには、パネル数を維持・拡大することが重要であると認識しております。現時点では自社・外部提携先を含め回答者に対して適切なポイント付与を行うことで国内において90万人超（2021年11月末現在）のパネル数を確保しており、十分な数を確保できていると認識しております。しかしながら、今後競合他社におけるパネルへの付与ポイントが急騰したり、当社と外部提携先との関係が悪化したりする場合は、十分なパネル数が確保できなくなることによりリサーチ結果の品質が低下し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② サービスの品質管理

当社ではサービスの品質を向上させるため、マーケット・リサーチサービスに関する国際規格である「ISO 20252」を取得しており、当社内における本規格が要求する業務プロセスを実行することにより品質を担保しているとともに、パネルの回答品質を向上させるため、調査票作成のユーザーインターフェース強化や、不正回答のパネルを過去の回答データをもとにフィルタリングする機能等システムを用いた対応を行うことで、回答品質の持続的改善に努めております。しかしながら、業務の性質上、人の手が介在する部分もあることから、案件内容によっては回答品質を確保することができず追加調査費用が発生し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ アドホック調査の継続性

マーケティング・リサーチ業界は、顧客企業のブランドや商品等特定の事象に対して個別に一度調査するいわゆる「アドホック調査」が業務の中心となります。そのため顧客企業は調査を依頼する際、複数のリサーチ業者から自由に選択することが可能となっております。

一方で得られる結果の連続性や品質の確保、リサーチ方法における信頼性等を考慮し、商品群等によっては特定業者に継続して依頼することが一般化していると言えます。しかしながら、上述のとおり基本的には顧客企業は調査会社を自由に選択できるため、今後当社において何らかの不祥事が発生することによって信用が失墜したり、回答の品質が低下したりした場合は、こうした継続的な受注先からの調査依頼が減少し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 個人情報流出の可能性及び影響

当社では、パネル会員に個人情報の登録を求めており、登録された情報は、当社の管理下にあるデータベースにて保管しております。個人情報保護に対する社会的関心は引き続き高い中、当社では一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマークを取得しており、個人情報取扱に関わる社内規程の整備、定期的な従業員教育、システムのセキュリティ強化、個人情報取扱状況の内部監査等を実施し、個人情報管理の強化に努めております。しかしながら、万が一、外部からの不正アクセスや社内管理体制の瑕疵等による情報の外部流出が発生した場合、当社への損害賠償請求や社会的信用の失墜により、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 情報セキュリティについて

当社の業務の性質上、当社の従業員、及び外部委託先が、顧客の保有する営業情報、顧客情報、技術情報、及び知的財産権等を直接的又は間接的に取り扱う場合があります。当社はこれら重要機密情報に対し、ネットワークデータベースへのアクセス権限者の登録を限定し、アクセス履歴を記録しております。さらに、セキュリティシステムの導入等のインフラによる防衛策を講じるとともに、従業員のモラル教育を徹底し、当社従業員による情報漏えいへの関与を未然に防ぐ措置、及び外部委託先における品質、セキュリティの管理体制、個人情報の保護水準、委託業務の管理状態について定期的な検証をしております。しかしながら、このような対策にもかかわらず当社、及び外部委託先が情報漏えいに関与した場合、又は外部からの不正アクセス等の対象となった場合には、不測の損害賠償責任を負う可能性、及びさらなる管理体制の強化のための投資負担等により、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 技術革新への対応について

RPA導入・運用支援事業が属するRPA業界においては、新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が頻繁に行われており、変化の激しい業界となっております。そのため常に新しい技術要素をITエンジニアに習得させてまいります。何らかの理由で技術革新への対応が遅れた場合、当社が提供するサービスの競争力が低下する可能性があります。また予定していない技術要素への投資が必要になった場合、当社の経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新規サービスについて

当社は、永続的な事業成長のため、マーケティング・リサーチ事業で培ったノウハウを基軸にした新たなサービス基盤を創出すべく、新しい領域におけるサービス開発・展開を進めています。しかしながら、インターネット業界は急速な進化・拡大を続けており、競合他社が当社に先駆けて完成度の高いサービスの提供を開始した場合等には、当該事業の収益性に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 顧客志向の変化について

昨今、国内外を問わず、当社もクライアントのニーズに対応するようにサービス内容の進化を求められております。その背景には、マーケティング・リサーチを行うクライアント企業を取り巻く環境の変容があります。消費者嗜好の多様化により、より正確かつ効果的なマーケティング・リサーチが不可欠になる中、当社の営むマーケティング・リサーチ事業では、顧客志向に立ったサービスを持続的に提供する能力を確保することが、高い収益性を維持するための成功要因の一つとなっております。

当社においてもこうした時代の流れに乗り遅れることが無いよう、必要なサービス開発や外部提携の実施等積極的な対応を行っておりますが、今後十分な対応が取れない場合は、顧客離れが生じることで当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) サービスの陳腐化について

当社の主たる事業であるマーケティング・リサーチ事業及びその他の事業において、その販売のプロセスは、その性質から複雑かつ不確実なものであり、様々なリスクが含まれます。当社が市場ニーズの変化を十分に予想できず、当社のサービスが陳腐化するような技術革新等が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) システム開発について

当社は、システムに関する投資を積極的に行っております。このため、システム開発の遅延やトラブル発生による開発コストの増大や営業機会の逸失、既存システムの陳腐化による減損損失等が発生した場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) システム障害について

当社の事業は、インターネットを利用しているため、自然災害、事故、外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入等により、通信ネットワークの切断、サーバ等ネットワーク機器の作動不能等のシステム障害が生じる可能性があります。このようなリスクを回避するため、システムの24時間監視体制の実施、電源及びシステムの二重化、ファイアーウォールの設置、社内規程の整備及び運用等の然るべき対策を講じております。しかしながら、システムやハードの不具合、悪質なコンピュータウイルスの侵入やハッカーからの攻撃、予想した規模を大きく上回る地震、火災、洪水、停電等の重大な事象の発生により、システム障害が発生した場合、一時的にサービス提供を停止する等の事態も発生しうるものと認識しております。そうした場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材の確保及び育成について

当社は、今後とも顧客にとって付加価値、満足度の高いサービスを提供し続けることで、事業の拡大を図ってまいります。そのためには継続的に優秀な人材を確保し、育成していくことが重要と考えております。また、当社では、綿密な人員計画の作成、人事制度の定期的な見直し等を図ることで、適切な採用コストの管理、魅力的な職場環境の実現に取り組むとともに、次世代に通用する人材を育成するため、教育や研修等にも力を入れております。しかしながら、今後人材採用競争の激化等の要因により、期待する技能を有した人材や優秀な人材を確保できない場合や、採用コストが増加する場合は、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 労務管理体制について

当社では昨今の社会的な意識の高まりを背景に、適切な労働環境を構築することが重要な経営課題であると認識しております。しかしながら、顧客企業の勤務形態が多様化していることもあり、従業員の一部に一時的に長時間労働が生じる可能性があります。十分な人員確保や、適切な人材育成による業務の効率化によって、残業時間の削減に努めていく方針としておりますが、これにより人件費が増加し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の従業員に何らかの健康悪化等が生じ、当社に対する損害賠償請求が生じることで、当社の経営成績のみならず社会的信用が悪化する可能性があります。

(13) 内部統制システムの構築に関するリスクについて

当社はかねてから、コンプライアンス、リスク管理等の充実に努めており、財務報告に係る内部統制を含め、内部統制システムの充実・強化を図っていますが、当社が構築した内部統制システムが有効に機能せず、コンプライアンス違反、巨額な損失リスクの顕在化、ディスクロージャーの信頼性の毀損等の事態が生じた場合には、ステークホルダーの信頼を一挙に失うことにもなりかねず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 代表者への依存について

当社代表取締役である町田正一は、当社の事業展開において事業戦略の策定や、業界における人脈の活用等、重要な役割を果たしております。当社は、経営管理体制の強化、経営幹部の育成等を図ることにより、同氏への過度な依存からの脱却に努めておりますが、現時点においては、未だ同氏に対する依存度は高いと認識しております。今後、何らかの理由により同氏の当社における業務遂行の継続が困難になるような場合には、当社の事業展開等に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 知的財産権について

当社はこれまで、著作権を含めた知的財産権に関して他社の知的財産権を侵害したとして、損害賠償や使用差止の請求を受けたことはなく、知的財産権の侵害を行っていないものと認識しております。しかしながら、当社の事業分野における知的財産権の現況を完全に把握することは困難であり、当社が把握できていないところで他社が特許権等を保有しているリスクは否定できません。また、今後当社の事業分野における第三者の特許権等が新たに成立し、損害賠償や使用差止等の請求を受けた場合は、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 訴訟について

当社は、会社設立以来、多額の補償金問題等大きなクレーム又は訴訟等を提起されたことはございません。しかし、国内海外を問わず事業を遂行していくうえでは、訴訟提起されるリスクは常に内包しております。万一当社が提訴された場合、また、その結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 季節変動について

当社の事業は、顧客企業の広告宣伝実施のタイミングにより売上高が変動します。加えて当社の費用の大半は固定費となっているため、当該営業収益の変動により、営業利益は大きく変動することとなります。当該変動の要因は、顧客の新商品販売のタイミングが各四半期末に偏っていること、各顧客の広告宣伝予算の消化が各社の決算期末である3月及び12月に偏重していることであり、業界特性上平準化は困難なものであると認識しております。このため、各ピーク時に期待する売上高が確保できない場合は、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 新型コロナウイルス感染症拡大について

2020年11月期に発生した新型コロナウイルスの感染拡大の収束時期については、本発行者情報時点において見通せる状況にありません。今後、感染症がさらに拡大又は収束に多くの時間がかかった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) M&A及び資本業務提携について

当社は、競合他社等に対するM&Aや資本業務提携を実施することにより当社の事業を補完・強化することが可能であると考えており、事業規模拡大のための有効な手段の一つであると位置づけております。今後もM&Aや資本業務提携等を通じて、事業拡大又は人員確保を継続していく方針であります。M&A等の実行に際しては、対象企業に対して財務・税務・法務・ビジネス等に関する詳細なデューデリジェンスを行い、各種リスク低減に努める方針がありますが、これらの調査で確認・想定されなかった事象がM&A等の実行後に判明あるいは発生した場合、当社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 配当政策について

当社は、インターネット業界特有の急激な技術革新とスピードに迅速かつ柔軟に対応すべく、設立以来、将来の設備投資に備え、内部留保の充実を最優先課題として取り組んできたため、敢えて利益配当は行わず、財務基盤の強化に注力してまいりました。今後しばらくは、内部留保の充実を優先した配当政策を継続してゆく予定ですが、同時に、株主に対する利益還元も重要な課題であるとの認識にたち、財務状況や経営成績とのバランスを考慮しつつ、できるだけ早期に、利益に応じた配当の実施を目指す所存です。

(21) 大株主について

当社の代表取締役である町田正一は、当社の大株主であり、本書提出日現在で発行済株式総数の87.5%を保有しております。同氏は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求すると共に、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。

当社と致しましても、同氏は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により、大株主である同氏の株式が減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(22) 新株予約権行使による希薄化について

当社では、役員及び社員の業績向上に対する意欲や士気を高め、また優秀な人材を獲得する目的で、新株予約権を付与しております。本発行者情報の開示日現在、新株予約権による潜在株式総数は90,800株であり、これらの新株予約権がすべて行使された場合、発行済株式総数1,000,000株の9.1%にあたる株式が増加することとなります。

今後も将来にわたって当社の成長に大きな貢献が期待できる社員には、新株予約権の付与を行っていく方針であります。付与された新株予約権の行使により発行された新株は、将来的に当社株式公開後の当社株式価値の希薄化や株式売買の需給への影響をもたらす、当社の株価形成へ影響を及ぼす可能性があります。

(23) 担当 J-Adviser との契約について

当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020 年 8 月 31 日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業

の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべき事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に際して採用する重要な会計方針は、「第6【経理の状況】1【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計方針)」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第20期事業年度末（2021年11月30日）

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は1,052,667千円で、前事業年度末に比べ117,631千円増加しております。現金及び預金の増加13,194千円、売掛金の増加123,595千円、未収還付法人税等の減少30,405千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は284,405千円で、前事業年度末に比べ47,697千円増加しております。無形固定資産の増加20,072千円、繰延税金資産の増加30,883千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は708,329千円で、前事業年度末に比べ39,196千円増加しております。買掛金の増加39,656千円、未払法人税等の増加59,150千円、賞与引当金の増加42,458千円、ポイント引当金の増加45,586千円、短期借入金の減少160,000千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は34,040千円で、前事業年度末に比べ70,294千円減少しております。長期借入金の減少70,294千円が変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は594,703千円で、前事業年度末に比べ196,426千円増加しております。当事業年度の当期純利益が196,426千円となったことにより、繰越利益剰余金が増加したことが要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 運転資本

上場日（2022年1月31日）から12か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

(7) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a 財政状態の分析

第20期事業年度末（当事業年度末）における財政状態は「(2) 財政状態の分析」のとおりであります。

当社の自己資本比率は、当事業年度末で 44.5%となっており、財政状態については大きな懸念はないものと認識しております。今後も中長期的な成長のために、システム投資や業容の拡大に伴う採用強化等に必要な資金を投じつつ、着実に利益を上げて健全な財政状態を保って企業価値の向上に努めてまいります。

b 経営成績の分析

第 20 期事業年度（当事業年度）における経営成績は「(3) 経営成績の分析」のとおりでした。

当社は、サービスの競争力を維持し、財務活動を含めた全事業の業績を継続的に向上させていくことが重要であると認識していることから、目標とする経営指標としては売上伸長率を重視しております。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度におけるキャッシュ・フローは、「(4) キャッシュ・フローの分析」のとおりであります。なお、当社の資金需要は、運転資金及びシステム投資などが主なものです。その財源としては、自己資金や外部資金を有効に活用しており、調達に不安はありません。次年度以降についてキャッシュ・フロー上の懸念はないものと認識しております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績などを勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第 6 【経理の状況】 1 【財務諸表等】 (1) 【財務諸表】 【注記事項】 (重要な会計方針)」に記載しておりますが、特に次の重要な会計方針が財務諸表作成における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすものと考えております。

a 繰延税金資産の回収可能性の評価

当社は繰延税金資産の回収可能性を評価するに際して、将来の課税所得を合理的に見積っております。しかし、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積り額が減少した場合は繰延税金資産が減額され税金費用を計上する可能性があります。なお、新型コロナウイルス感染拡大による影響につきましては第 6 【経理の状況】 1 【財務諸表等】 (1) 【財務諸表】 【注記事項】 (重要な会計上の見積り) に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第20期事業年度（自 2020年12月1日 至 2021年11月30日）

当事業年度において重要な設備投資は実施しておりません。また、重要な設備の除去・売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2021年11月30日

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	器具及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	事務所用設備、 ソフトウェア等	30,042	5,752	18,521	30,466	84,783	197 (59)
八戸事業所 (青森県八戸市)	事務所用設備等	2,238	340	—	—	2,579	37 (7)
大阪事業所 (大阪府大阪市中央区)	事務所用設備等	420	—	—	—	420	7 (—)
福岡事業所 (福岡県福岡市中央区)	事務所用設備等	2,512	279	—	—	2,791	9 (16)
横浜事業所 (神奈川県横浜市中区)	事務所用設備等	700	953	—	—	1,653	— (—)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間平均人員を（ ）外数で記載しております。

3. 本社建物は賃借しております。年間賃借料は110,448千円であります。

4. 横浜事業所は2021年12月に開設しております。

5. 当社はマーケティング・リサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2021年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2022年2月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数 100株
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

(注) 未発行株式数には、新株予約権の行使により発行される予定の95,100株が含まれております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(2015年11月25日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (2021年11月30日)	公表日の前月末現在 (2022年1月31日)
新株予約権の数(個)	60,000	56,000(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000(注)1、3	56,000(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	434(注)2、3	434(注)2、3、
新株予約権の行使期間	自 2017年12月1日 至 2025年11月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 434(注)3 資本組入額 217(注)3	発行価格 434(注)3 資本組入額 217(注)3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行

われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する）、その余りを資本準備金として計上する。

第2回新株予約権（2016年8月31日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2021年11月30日)	公表日の前月末現在 (2022年1月31日)
新株予約権の数（個）	5,600	5,500（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,600（注） 1、3	5,500（注） 1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	510（注） 2、3	510（注） 2、3
新株予約権の行使期間	自 2018年9月6日 至 2026年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 510（注） 3 資本組入額 255（注） 3	発行価格 510（注） 3 資本組入額 255（注） 3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行

われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する）、その余りを資本準備金として計上する。

第3回新株予約権（2017年11月27日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2021年11月30日)	公表日の前月末現在 (2022年1月31日)
新株予約権の数（個）	15,800	15,600（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15,800（注） 1、3	15,600（注） 1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	950（注） 2、3	950（注） 2、3、
新株予約権の行使期間	自 2019年12月1日 至 2027年11月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 950（注） 3 資本組入額 475（注） 3	発行価格 950（注） 3 資本組入額 475（注） 3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行

われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合には、払込に係る額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する）、その余りを資本準備金として計上する。

第4回新株予約権（2019年2月26日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2021年11月30日)	公表日の前月末現在 (2022年1月31日)
新株予約権の数（個）	13,700	13,700（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	13,700（注） 1、3	13,700（注） 1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	956（注） 2、3	956（注） 2、3
新株予約権の行使期間	自 2021年3月2日 至 2029年2月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 956（注） 3 資本組入額 478（注） 3	発行価格 956（注） 3 資本組入額 478（注） 3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行

われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合には、払込に係る額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する）、その余りを資本準備金として計上する。

(3) 【MSBC等の行使状況】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年11月25日 (注)	999,000	1,000	—	50,000	—	—

(注) 2015年11月6日開催の取締役会決議により、2015年11月25日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより株式数は999,000株増加し、1,000,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2021年11月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	－	－	－	2	－	－	3	5	－
所有株式数(単元)	－	－	－	750	－	－	9,250	10,000	－
所有株式数の割合 （％）	－	－	－	7.5	－	－	92.5	100	－

(7) 【大株主の状況】

2021年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
町田 正一 (注) 1	東京都渋谷区	875,000	79.90
株式会社 ビデオリサーチ	東京都千代田区三番町 6-17	50,000	4.57
町田 香織 (注) 2	東京都渋谷区	30,000	2.74
株式会社 ドゥ・ハウス	東京都港区新橋 6-20-2	25,000	2.28
木原 康博	東京都品川区	24,000 (4,000)	2.19 (0.37)
水城 良祐 (注) 3	東京都世田谷区	10,000 (10,000)	0.91 (0.91)
飯田 恭介 (注) 3	東京都目黒区	8,000 (8,000)	0.73 (0.73)
大内 智 (注) 3	東京都八王子市	4,000 (4,000)	0.37 (0.37)
計	—	1,026,000 (26,000)	93.69 (2.37)

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)

2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役の配偶者)

3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

4. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

(8)【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2015年11月25日臨時株主総会決議）

決議年月日	2015年11月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1名、元当社取締役1名、当社従業員128名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、元当社取締役1名、当社従業員66名となっております。

第2回新株予約権（2016年8月31日臨時株主総会決議）

決議年月日	2016年8月31日
-------	------------

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 名、元当社取締役 1 名 当社監査役 1 名、当社従業員 32 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役 1 名、元当社取締役 1 名、当社従業員 13 名となっております。

第 3 回新株予約権（2017 年 11 月 27 日臨時株主総会決議）

決議年月日	2017 年 11 月 27 日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 名、当社従業員 86 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役 1 名、当社従業員 48 名となっております。

第 4 回新株予約権（2019 年 2 月 26 日臨時株主総会決議）

決議年月日	2019 年 2 月 26 日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 名、当社従業員 34 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役 1 名、当社従業員 19 名となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、現在成長過程におり、一層の事業拡大と経営基盤の安定を目指しており、優秀な人材の獲得や教育環境の整備、システム開発等の投資といった事業基盤の整備をすることが優先課題と認識しており、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の株主への配当政策としましては、業績や財務の状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化と今後の事業展開への備えに役立てていく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

【最近6か月間の月別最高・最低株価】

月別	2021年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 当社株式は2022年1月31日付で東京証券取引所(TOKYO PRO Market)へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率-%)

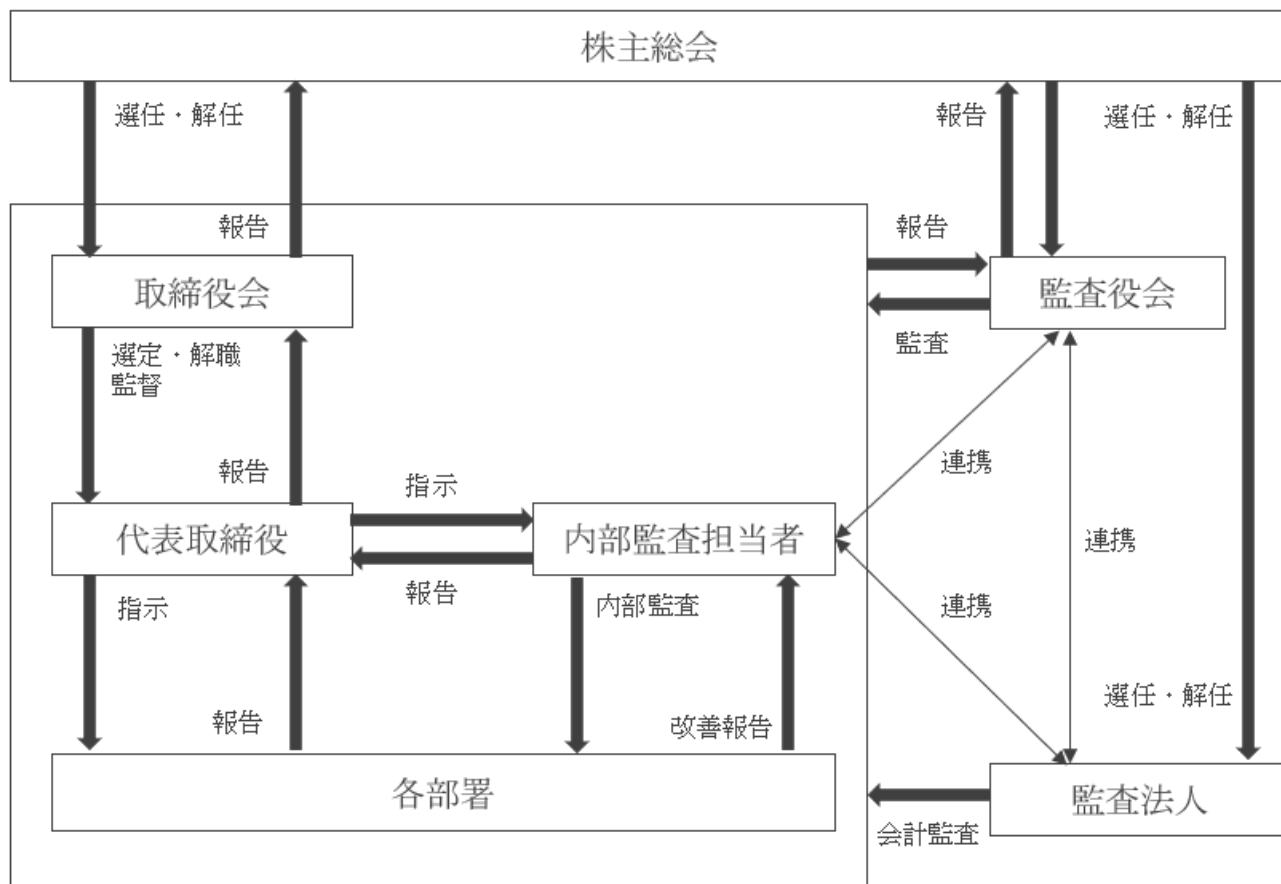
役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	—	町田 正一	1967年1月3日生	1989年4月 1994年1月 1995年11月 1997年4月 1999年9月 1999年10月 2001年12月	シンガポール株式会社入社 株式会社ウォータースタジオ入社 有限会社KGS入社 株式会社ATS入社 株式会社エイバックズームインターネット入社 株式会社川上商店入社 当社設立代表取締役(現任)	(注)1	(注)3	875,000
取締役	営業部長	水城 良祐	1981年12月3日生	2004年4月 2008年2月 2014年6月 2015年10月 2016年2月	株式会社エリアクエスト入社 当社入社 当社営業部ゼネラルマネージャー 当社取締役(現任) 当社営業部長(現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	管理部長	飯田 恭介	1978年12月20日生	2002年5月 2004年10月 2007年2月 2012年4月 2014年10月 2016年1月 2018年10月 2019年2月	海老公認会計士事務所入所 株式会社エイジアン・パートナーズ入社 株式会社マクロミル入社 株式会社マクロミルエムブレイン取締役 株式会社マクロミルグローバル推進室長 同社経営戦略室/CEO室長 当社管理部長(現任) 当社取締役(現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	—	大内 智	1970年10月4日生	1995年4月 1997年6月 2000年4月 2004年9月 2016年8月	大内義雄税務会計事務所入所 大内智税務会計事務所開設 西新宿法務会計事務所開設 ベンチャー支援税理士法人開設 代表社員(現任) 当社取締役(現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	—	竹田 正信	1976年7月17日生	2001年7月 2003年12月 2007年7月 2008年9月 2009年10月 2011年9月 2011年10月 2012年2月 2012年10月 2012年11月 2016年5月 2017年1月 2017年9月 2018年2月 2018年6月 2019年2月 2019年11月	株式会社メディックス入社 株式会社マクロミル入社 同社執行役員 同社取締役 ブランドデータバンク株式会社代表取締役会長 明路市場調査有限公司董事 株式会社エムワープ代表取締役社長 エムプロモ取締役 株式会社イオレ入社 同社取締役 株式会社クラビス取締役(現任) 同社取締役CFO(現任) 当社取締役(現任) 株式会社マネーフォワード入社 同社執行役員 同社取締役(現任) スマートキャンプ株式会社取締役(現任)	(注)1	(注)3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役	—	鈴木 親	1964年5月28日生	1995年10月 1997年4月 1998年6月 2000年7月 2001年4月 2008年5月 2012年1月 2012年4月 2014年4月 2014年6月 2015年4月 2018年2月 2018年4月 2019年4月 2019年12月	司法書士・土地家屋調査士 中島 秀隆事務所入所 株式会社カムズ入社 東海観光株式会社（現 株式会社 アゴーラ・ホスピタリティー・グ ループ）入社 株式会社サニクリーン入社 株式会社ボックスグループ 内部 監査部長 株式会社サニクリーン 経営管理 室内部監査課長 株式会社アマガサ入社 株式会社アマガサ 常勤監査役 同退任 株式会社アマガサ 経営企画室長 同社取締役就任 同社取締役内部監査室長 同社常務取締役内部監査室長 同社取締役内部監査室長 当社監査役（現任）	(注) 2	(注) 3	—
監査役	—	西原 勇夫	1951年1月10日生	1974年4月 2003年3月 2004年6月 2014年4月 2016年8月 2017年2月	株式会社大和銀行（現 株式会 社りそな銀行）入行 同行 公共法人部長 東京特殊電線株式会社入社 監査 役 株式会社啓文社入社 管理本部長 株式会社ナガセ入社 当社監査役（現任）	(注) 2	(注) 3	—
監査役	—	松川 邦之	1982年10月6日生	2009年9月 2013年10月 2016年2月 2018年2月	東京中央法律事務所 入所 遠和綜合法律事務所 入所 松川邦之法律事務所開設所長（現 任） 当社監査役（現任）	(注) 2	(注) 3	—
計								875,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2022年2月24日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2020年11月9日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 2021年11月期における役員報酬の総額は80,105千円を支給しております。
4. 大内智氏及び竹田正信氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 鈴木親氏、西原勇夫氏及び松川邦之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 当社では、執行役員制度を導入しております。執行役員の担当者及び氏名は以下のとおりであります。
- 執行役員リサーチビジネス本部実査部長 落合美希

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期的な企業価値向上のためには、経営の効率化を図るとともに、株主をはじめとしたステークホルダーとの信頼関係を構築することが重要と考えております。そして、ステークホルダーとの信頼関係を構築するためには、経営の健全性や透明性に対して真摯に向き合っていくことが重要と考えており、そのためにコーポレート・ガバナンスの充実を図ることに努めてまいりたいと考えております。

②会社の機関の内容

a 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役（うち社外取締役2名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

b 監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、3名の監査役（うち社外監査役3名）で構成されております。

監査役は、監査役会規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

c 会計監査

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2021年11月期において監査を執行した公認会計士は木村尚子氏、細野和寿氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名その他3名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理部が主管部署として、業務を監査しております。つぎに管理部の監査は、実査部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。また、監査役会とは年間監査計画の立案、毎月の監査遂行において、相互に監査視点及び結果等についての情報共有に努めております。

当社は監査役会制度を採用しており、監査役3名（社外監査役3名）により構成されております。監査役は株主総会と取締役会に出席し、取締役から報告を受け、法令上監査役に認められているその他の監査権限を行使しております。

また、監査役、内部監査担当者及び監査法人は定期的に面談を行い、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は2名及び社外監査役は3名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役大内智氏及び竹田正信氏は、当社との間には人的関係、資本的関係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役鈴木親氏、西原勇夫氏及び松川邦之氏は、当社との間には人的関係、資本的関係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	66,905	66,905	—	—	3
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	13,200	13,200	—	—	5

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己の株式の取得

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、当該取締役及び監査役が職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合において、法令の定める限度額の範囲内で、取締役会の決議によってその責任を免除できる旨を定款に定めております。

⑮非業務執行取締役等及び監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役等及び監査役との間で、会社法第 427 条第 1 項その他の法令及び定款の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の非業務執行取締役等及び監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約に基づく責任の限定が認められるのは、当該非業務執行取締役等又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合となります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	24,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近事業年度）

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

（最近事業年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2020年12月1日から2021年11月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020 年 11 月 30 日)	当事業年度 (2021 年 11 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	553,234	566,429
受取手形	3,515	1,327
売掛金	297,188	420,784
仕掛品	27,993	43,309
前払費用	22,736	21,574
未収還付法人税等	30,405	—
その他	1,322	2,073
貸倒引当金	△1,359	△2,830
流動資産合計	935,036	1,052,667
固定資産		
有形固定資産		
建物	47,233	47,934
減価償却累計額	△8,819	△12,020
建物（純額）	38,414	35,913
器具及び備品	16,261	21,869
減価償却累計額	△12,118	△14,544
器具及び備品（純額）	4,143	7,325
その他	6,289	6,779
減価償却累計額	△5,863	△6,453
その他（純額）	426	326
有形固定資産合計	42,983	43,565
無形固定資産		
ソフトウェア	17,838	18,521
その他	11,077	30,466
無形固定資産合計	28,916	48,988
投資その他の資産		
投資有価証券	22,057	22,057
繰延税金資産	49,412	80,296
敷金	93,138	89,297
その他	200	200
投資その他の資産合計	164,808	191,850
固定資産合計	236,708	284,405
資産合計	1,171,744	1,337,073

(単位：千円)

	前事業年度 (2020 年 11 月 30 日)	当事業年度 (2021 年 11 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	61,006	100,662
短期借入金	※ 160,000	※ —
1 年内返済予定の長期借入金	117,500	70,294
未払金	60,524	62,988
未払費用	112,851	115,184
未払法人税等	409	59,560
前受金	961	12,447
賞与引当金	41,691	84,150
ポイント引当金	82,337	127,923
その他	31,850	75,118
流動負債合計	669,132	708,329
固定負債		
長期借入金	104,334	34,040
固定負債合計	104,334	34,040
負債合計	773,466	742,369
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	348,277	544,703
利益剰余金合計	348,277	544,703
株主資本合計	398,277	594,703
純資産合計	398,277	594,703
負債純資産合計	1,171,744	1,337,073

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 11 月 30 日)	当事業年度 (自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 11 月 30 日)
売上高	2,561,149	3,354,907
売上原価	1,697,447	2,073,368
売上総利益	863,702	1,281,538
販売費及び一般管理費	※1 953,712	※1 1,058,733
営業利益又は営業損失(△)	△90,010	222,805
営業外収益		
受取利息	4	5
為替差益	—	28
広告料収入	9	691
補助金収入	2,211	2,814
その他	197	475
営業外収益合計	2,423	4,016
営業外費用		
支払利息	1,834	1,496
為替差損	603	—
その他	16	0
営業外費用合計	2,454	1,496
経常利益又は経常損失(△)	△90,041	225,325
特別損失		
固定資産除却損	—	※2 221
特別損失合計	—	221
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△90,041	225,103
法人税、住民税及び事業税	394	59,561
法人税等調整額	39,873	△30,883
法人税等合計	40,267	28,677
当期純利益又は当期純損失(△)	△130,309	196,426

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 11 月 30 日)		当事業年度 (自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 11 月 30 日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		745,756	43.9	831,097	40.1
II 経費	※	951,690	56.1	1,242,271	59.9
売上原価		1,697,447	100.0	2,073,368	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

※ 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 11 月 30 日)	当事業年度 (自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 11 月 30 日)
外注費 (千円)	541,500	705,970

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 11 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	50,000	478,587	478,587	528,587	528,587
当期変動額					
当期純損失（△）		△130,309	△130,309	△130,309	△130,309
当期変動額合計	－	△130,309	△130,309	△130,309	△130,309
当期末残高	50,000	348,277	348,277	398,277	398,277

当事業年度（自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 11 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	50,000	348,277	348,277	398,277	398,277
当期変動額					
当期純利益		196,426	196,426	196,426	196,426
当期変動額合計	—	196,426	196,426	196,426	196,426
当期末残高	50,000	544,703	544,703	594,703	594,703

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 11 月 30 日)	当事業年度 (自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 11 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△90,041	225,103
減価償却費	21,977	22,647
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△568	1,471
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△60,245	42,458
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	1,769	45,586
受取利息	△4	△5
支払利息	1,834	1,496
補助金収入	△2,211	△2,814
固定資産除却損	—	221
売上債権の増減額 (△は増加)	97,433	△121,408
仕掛品の増減額 (△は増加)	10,381	△15,316
仕入債務の増減額 (△は減少)	△12,215	39,656
未払金の増減額 (△は減少)	△18,668	8,057
未払費用の増減額 (△は減少)	△7,362	2,333
その他	△51,274	50,029
小計	△109,197	299,517
利息の受取額	4	5
利息の支払額	△1,834	△1,496
補助金の受取額	2,211	2,814
法人税等の支払額	△58,456	△410
法人税等の還付額	—	30,405
営業活動によるキャッシュ・フロー	△167,271	330,836
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,473	△4,886
無形固定資産の取得による支出	△1,068	△30,454
投資有価証券の償還による収入	2,526	—
敷金の差入による支出	—	△4,800
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14	△40,141
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	160,000	—
短期借入金返済による支出	—	△160,000
長期借入れによる収入	200,000	—
長期借入金返済による支出	△80,928	△117,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	279,072	△277,500
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	111,785	13,194
現金及び現金同等物の期首残高	441,448	553,234
現金及び現金同等物の期末残高	※ 553,234	※ 566,429

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

 其他有価証券

 時価のないもの

 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

 仕掛品

 個別法による原価法

 （貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物 3年～30年

 器具及び備品 4年～10年

（2）無形固定資産

 自社利用のソフトウェア

 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

（3）ポイント引当金

 調査パネルへ付与した将来ポイントの交換による費用発生に備えるため、当事業年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

 消費税等の会計処理

 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	80,296

② 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

i) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

ii) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しております。将来の課税所得の見積りは、当社の将来計画を基礎としており、将来計画には新型コロナウイルス感染症の収束時期を主要な仮定として織り込んでおります。

iii) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

今後、実際の市場状況及び新型コロナウイルス感染症の収束時期が当社の経営者による見積りより長期化した場合、繰延税金資産の取り崩しが発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014 年 5 月に「顧客との契約から生じる収益」(IASB においては IFRS 第 15 号、FASB においては Topic606) を公表しており、IFRS 第 15 号は 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から、Topic606 は 2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS 第 15 号と整合性を図る便益の 1 つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022 年 11 月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、当発行者情報公表日時点において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第 9 号 2019 年 7 月 4 日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）

1. 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準(IFRS)においては IFRS 第 13 号「公正価値測定」、米国会計基準においては Accounting Standards Codification の Topic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS 第 13 号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

2. 適用予定日

2022 年 11 月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、当発行者情報公開日時点において評価中であります。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「広告料収入」は、営業外収益の総額の 100 分の 10 を超えたため、当事業年度より区分掲記することとしました。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた 207 千円は、「広告料収入」9 千円及び「その他」197 千円として組み替えております。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第 11 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

（貸借対照表関係）

※ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 2 行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
当座貸越極度額	160,000千円	160,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	160,000 "	160,000 "

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45.7%、当事業年度47.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度54.3%、当事業年度52.1%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
貸倒引当金繰入額	△568千円	1,471千円
給料手当	316,419 "	365,893 "
賞与引当金繰入額	15,335 "	34,532 "
地代家賃	123,953 "	134,857 "
減価償却費	13,253 "	14,005 "

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
ソフトウェア	—	221千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,000,000	—	—	1,000,000
合計	1,000,000	—	—	1,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,000,000	—	—	1,000,000
合計	1,000,000	—	—	1,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年12月 1 日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月 1 日 至 2021年11月30日)
現金及び預金勘定	553, 234千円	566, 429千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	553, 234 〃	566, 429 〃

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要資金については通常の営業活動で獲得した資金から充当することを基本方針としており、借入については資金需要が発生する都度、検討することとしております。また資金運用は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、運転資金又は設備投資等に係る資金調達であります。

営業債務及び借入金は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、案件及び取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行い、取引先相手ごとに財務状況の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成及び更新し、手許流動性を維持する等の方法により流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

前事業年度（2020 年 11 月 30 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	553,234	553,234	—
(2) 受取手形	3,515		
(3) 売掛金	297,188		
貸倒引当金（※1）	△1,359		
	299,344	299,344	—
(4) 未収還付法人税等	30,405	30,405	—
資産計	882,984	882,984	—
(1) 買掛金	61,006	61,006	—
(2) 短期借入金	160,000	160,000	—
(3) 未払金	60,524	60,524	—
(4) 未払法人税等	409	409	—
(5) 長期借入金（※2）	221,834	222,426	592
負債計	503,774	504,367	592

※1 受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

当事業年度（2021年11月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	566,429	566,429	—
(2) 受取手形	1,327		
(3) 売掛金	420,784		
貸倒引当金 (※1)	△2,830		
	419,281	419,281	—
資産計	985,710	985,710	—
(1) 買掛金	100,662	100,662	—
(2) 未払金	62,988	62,988	—
(3) 未払法人税等	59,560	59,560	—
(4) 長期借入金 (※2)	104,334	104,527	193
負債計	327,545	327,737	193

(※1) 受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
非上場株式	22,057	22,057
敷金	93,138	89,297

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

また、敷金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2020 年 11 月 30 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	553,234	—	—	—
受取手形	3,515	—	—	—
売掛金	297,188	—	—	—
未収還付法人税等	30,405	—	—	—
合計	884,343	—	—	—

当事業年度 (2021 年 11 月 30 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	566,429	—	—	—
受取手形	1,327	—	—	—
売掛金	420,784	—	—	—
合計	988,540	—	—	—

4. 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2020 年 11 月 30 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	160,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1 年内返済予定を含む)	117,500	70,294	34,040	—	—	—
合計	277,500	70,294	34,040	—	—	—

当事業年度（2021 年 11 月 30 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金 (1 年内返済予定を含む)	70,294	34,040	—	—	—	—
合計	70,294	34,040	—	—	—	—

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

前事業年度（自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 11 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 11 月 30 日）

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2015年11月25日	2016年8月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 元当社取締役 1名 当社従業員 128名	当社取締役 1名 元当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 32名
株式の種類別のStock・オプションの数 (注) 1	普通株式 98,100株	普通株式 10,700株
付与日	2015年11月30日	2016年9月5日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	自 2017年12月1日 至 2025年11月25日	自 2018年9月6日 至 2026年8月31日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2017年11月27日	2019年2月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 86名	当社取締役 1名 当社従業員 34名
株式の種類別のStock・オプションの数 (注) 1	普通株式 30,300株	普通株式 18,200株
付与日	2017年11月30日	2019年3月1日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	自 2019年12月1日 至 2027年11月27日	自 2021年3月2日 至 2029年2月26日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使条件は次のとおりです。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅いほうの日以後において新株予約権を行使することができる。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021 年 11 月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	67,000	6,600
付与	—	—
失効	7,000	1,000
権利確定	—	—
未確定残	60,000	5,600
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	17,200	14,000
付与	—	—
失効	1,400	300
権利確定	—	—
未確定残	15,800	13,700
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	434	510
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	950	956
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストックオプションの付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法及び類似会社比準法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	470千円	979千円
資産除去債務費用	7,060 "	10,049 "
賞与引当金	14,420 "	29,106 "
ポイント引当金	28,479 "	44,247 "
減価償却超過額	12,260 "	13,165 "
フリーレント賃借料	1,170 "	480 "
未払事業税	—	5,516 "
未払事業所税	1,196 "	1,198 "
税務上の繰越欠損金 (注) 2	61,754 "	— "
その他	9,318 "	9,673 "
繰延税金資産小計	136,132 "	114,417 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△61,754 "	— "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△24,965 "	△34,121 "
評価性引当額小計 (注) 1	△86,719 "	△34,121 "
繰延税金資産合計	49,412 "	80,296 "

(注) 1. 評価性引当額が 52,598 千円減少しております。

この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2020 年 11 月 30 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金	—	—	—	—	—	61,754	61,754
評価性引当額	—	—	—	—	—	△61,754	△61,754
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

当事業年度 (2021 年 11 月 30 日)

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
法定実効税率	—	34.6%
(調整)		
住民税均等割	—	0.4
評価性引当額の増減	—	△23.4
事業税還付による影響額	—	1.3
その他	—	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	12.7

(注) 前事業年度につきましては、税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

不動産賃貸借契約に関する敷金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用)を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算出しております。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

不動産賃貸借契約に関する敷金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用)を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算出しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

当社は、マーケティング・リサーチ事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

当社は、マーケティング・リサーチ事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客の売上高のうち、損益計算書の売上高10%以上占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客の売上高のうち、損益計算書の売上高10%以上占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年12月1日 至 2020年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年12月1日 至 2021年11月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年12月1日 至 2020年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年12月1日 至 2021年11月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2019年12月1日 至 2020年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年12月1日 至 2021年11月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 11 月 30 日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	町田 正一	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 87.5	債務被保証	当社不動産賃貸借契約に対する債務被保証 (注)	98,931	—	—

(注) 当社の本社及び事業所の賃借料について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている物件について当事業年度に払った賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。

当事業年度（自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 11 月 30 日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	町田 正一	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 87.5	債務被保証	当社不動産賃貸借契約に対する債務被保証 (注)	110,448	—	—

(注) 当社の本社及び事業所の賃借料について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている物件について当事業年度に払った賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。また、当該債務保証は、不動産賃貸借契約の特約により、上場日(2022 年 1 月 31 日)に解消されております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年12月 1 日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月 1 日 至 2021年11月30日)
1株当たり純資産額	398円28銭	594円70銭
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△130円31銭	196円43銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前事業年度は1株当たり当期純損失であるため、当事業年度は、潜在株式が存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年12月 1 日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月 1 日 至 2021年11月30日)
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△130,309	196,426
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△130,309	196,426
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000	1,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権の概要は「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	新株予約権の概要は「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

(重要な後発事象)

当社は、2022年1月31日、株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式上場いたしました。株式上場の概要につきましては、以下のとおりです。

(1) 上場日

2022年1月31日

(2) 上場目的

当社は、「生活者の正しい声を集め、企業や世の中に届けていく」というミッションのもと、インターネットで繋がる全国 90 万人超のパネル会員組織を有し、国内外においてオンライン、オフライン問わず、幅広いマーケティング・リサーチサービスを提供しております。またリサーチ事業を基軸として、昨今の労働人口減少に伴う日本の大きな課題解決に向けて、具体的な答えとノウハウを提供し働き方改革を支援する、HR テック事業を展開しております。その中で、昨今の経済環境の変化に対応し、既存ビジネスに対する付加価値醸成、及び新規事業の開発を加速させ、機動的かつ弾力的に事業を行いながら、今後も更なる成長を遂げることを目的に、当社におけるマーケティング・リサーチ事業基盤の強化及び集中的営業リソースの投下、今後の人材育成と採用等に係る経営課題を克服するためにも、株式上場に伴う社会的信用度・知名度の向上、資金調達手段の多様化による自己資本の充実、優秀な人材の確保は必要不可欠と考えております。このような背景のもと、今後更なる価値を創造しつつ、豊かな社会の実現に貢献していくことを目的として、今回当社株式を上場させることを決定いたしました。

(3) 業績に与える影響

上場に伴う費用等により 13,685 千円を計上する見込みです。この数値は、現時点での見積りによる概算値であり、算定前提の変更に伴い変動する可能性があります。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）
		株式会社ドゥ・ハウス	12,975	22,057
		アダプティブ株式会社	10	0
計			12,985	22,057

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期末残高 （千円）	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 （千円）	当期償却額 （千円）	差引当期末 残高 （千円）
有形固定資産							
建物	47,233	700	—	47,934	12,020	3,200	35,913
器具及び備品	16,261	5,608	—	21,869	14,544	2,425	7,325
その他	6,289	489	—	6,779	6,453	589	326
有形固定資産計	69,784	6,798	—	76,583	33,017	6,215	43,565
無形固定資産							
ソフトウェア	66,981	8,672	3,247	72,405	53,883	7,767	18,521
その他	12,311	20,797	1,375	31,733	1,266	33	30,466
無形固定資産計	79,292	29,469	4,622	104,138	55,150	7,800	48,988

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	160,000	—	0.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	117,500	70,294	0.7	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	104,334	34,040	0.7	2022年～2023年
合計	381,834	104,334	—	—

(注) 1. 平均利率については、短期借入金においては期中平均借入金残高に対する加重平均利率を、1年以内に返済予定の長期借入金及び長期借入金においては期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	34,040	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,359	2,830	—	1,359	2,830
賞与引当金	41,691	84,150	41,691	—	84,150
ポイント引当金	82,337	127,923	—	82,337	127,923

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替による戻入額であります。

2. ポイント引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	725
預金	
普通預金	565,703
小計	566,429
合計	566,429

②受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社写真化学	1,327
合計	1,327

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2022年2月	1,327
合計	1,327

③売掛金

相手先	金額(千円)
株式会社ビデオリサーチ	23,591
麒麟ビール株式会社	18,500
株式会社博報堂	14,413
株式会社インテージ	14,053
株式会社H. M. マーケティングリサーチ	11,935
その他	338,290
合計	420,784

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
297, 188	3, 687, 512	3, 563, 916	420, 784	89. 4	35. 5

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

④仕掛品

品目	金額 (千円)
プロジェクト仕掛品	43, 309
合計	43, 309

⑤敷金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
ケネディクス・プライベート投資法人	67, 298
明治安田生命保険相互会社	6, 966
株式会社安藤・間	5, 912
株式会社光世都市開発	4, 800
住商ビルマネージメント株式会社	4, 256
その他	63
合計	89, 297

⑥買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社サイバーエージェント	23, 391
株式会社モニタス	7, 500
株式会社マーケティングアプリケーションズ	6, 740
有限会社Air α	4, 674
株式会社サイズ	4, 096
その他	54, 259
合計	100, 662

⑦未払金

相手先	金額(千円)
ジグノシステムジャパン株式会社	7,260
雑給	6,691
株式会社アジルコア	6,050
有限責任監査法人トーマツ	5,282
株式会社エスアイイー	2,216
その他	35,488
合計	62,988

⑧未払費用

相手先別明細

相手先	金額(千円)
給与	82,185
社会保険料	11,774
その他	21,224
合計	115,184

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年11月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 5月31日 毎年11月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り（注）	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	三井住友信託株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 http://www.asmarq.co.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社アスマーク

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村尚子
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細野和寿
--------------------	-------	------

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスマークの2020年12月1日から2021年11月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスマークの2021年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上